

# 馬主登録申請ガイドブック



GO馬君



地方競馬全国協会

## 目 次

地方競馬の馬主について	2
馬主登録申請にあたり注意していただきたい事項	3
個人情報の保護について	3
馬主登録の概要	4
<b>馬主登録Q&amp;A</b>	7
Q1 馬主には種類があるの？	8
Q2 馬主登録のための費用は？	8
Q3 中央競馬の馬主ですが、地方競馬に馬を出走させられますか？	8
Q4 預託予定の競馬場や調教師が決まっていないときはどうすればいいですか？	9
Q5 競走馬の購入方法や、馬主活動の費用は？	9
Q6 馬主としての収入は？	9
Q7 友人と競走馬を共同所有するには？	10
Q8 登録後、馬を持たないとどうなりますか？	10
Q9 馬主になるための所得基準は？	11
Q10 所得の証明書類とはなにを提出すればよいのか？	12
Q11 経済的な面以外の資格条件は？	12
Q12 馬主登録申請の提出書類にはなにがいる？	12
Q13 登録申請書類の提出先は？	12
Q14 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことの証明書とは？	13
Q15 「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」の違いは？ 証明書の入手先は？	13
Q16 住民票と戸籍の種類は？	14
Q17 法人馬主の登録申請で気をつけることは？	14
Q18 法人を設立登記して2か年を経過していない場合は？	14
Q19 組合とは？組合馬主とは？	15
Q20 組合や組合員の経済的要件は？	15
Q21 組合のメンバーとは？	15
Q22 組合馬主の登録申請の流れは？	16
Q23 組合の名称の制限は？	16
Q24 組合員の変更は可能？	16
Q25 他の馬主との競走馬の共有は？	17
Q26 すべての馬に出資が必要？	17
Q27 申請中に転居等した場合はどうすればよいのか？	17
<b>必要書類について</b>	19
馬主登録申請に必要な書類	20
必要書類記載例	22
組合契約書の例	29
地方競馬馬主会、調教師会連絡先一覧	34
地方競馬全国協会駐在員連絡先一覧	34

### 〔地方競馬の馬主について〕

地方競馬は、競馬法に基づき都道府県又は指定市町村（これらの地方公共団体により構成される一部事務組合を含む）が主催する競馬です。令和元年度においては、全国12都道県15競馬場で14,873競走（開催延べ日数1,293日）が実施され、競走馬13,753頭（延べ出走頭数149,202頭）が出走しました。

さて、自分が所有する馬を地方競馬に出走させようとするときには、地方競馬全国協会の馬主登録を受けなければなりません。このことは競馬法に、「地方競馬全国協会の登録を受けた者でなければ地方競馬の競走に馬を出走させることができない」と定められています。

つまり、馬主として地方競馬に参加するためには、地方競馬全国協会の馬主登録を受け、次に所有した競走馬を登録（馬登録という）することにより、初めて参加する準備が整うことになります。

馬主の種類には、個人で馬主活動を行う**個人馬主**、会社の事業として馬主活動を行う**法人馬主**、個人同士が組合を結成して馬主活動を行う**組合馬主**の3つの形態があります。いずれの形態にも、調教師に継続して競走馬を預けることができる安定した経済力が求められます。

また、馬券（勝馬投票券）の発売を伴う競馬は「紳士のスポーツ」とされる反面、日本国内では刑法で禁止されている富くじの発売にあたります。しかし、馬の改良増殖、その他畜産の振興、国・地方自治体の財政への寄与、健全な娯楽の提供といった意義を有するため、競馬法により特別にその実施が認められています。そのため、**競馬は公正確保に最大限の注意を払って運営されなければならない**ことは言うまでもありません。そして、馬主は競馬の施行にとって不可欠で重要な地位を占めており、厩舎関係者等への影響力も大きいことから、馬主登録にあたっては、経済力のほかに人物面の審査も必要となるのです。

以上の点について十分ご理解いただき、馬主になるための要件、登録のために必要な手続きの方法、そして、手続きの具体的な流れなどについて、このガイドブックを参考にしながら、馬主登録申請を行ってください。

実際の馬主登録までの流れですが、申請書類の提出を受けてから審査が開始され、審査が終了したものについて、諮問機関である馬主登録審査委員会に適否についての意見を聞き、最終的に当協会が登録を行います。この審査委員会は年間5回開催され（開催日程は非公開）、**登録までの標準処理期間は概ね5か月間**となっています。

なお、馬主登録審査の関係上、ご提出いただく資料については細かく多岐にわたりますので、あらかじめ十分なご理解をいただきますようお願い申し上げます。また、**ご提出いただく書類が不十分である場合、審査に時間が掛かり、処理期間が長くなってしまいます**ので、こちらも併せてご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

## 馬主登録申請にあたり注意していただきたい事項

### 馬主名義の貸借については、競馬法により禁止されています。

馬主登録申請中であっても、登録が完了するまでは、たとえ競走馬を購入し所有していても競走に出走させることができません。

もし、馬主登録となる前に他人の名義で出走させると馬主名義を借りたことになり、競馬法違反に該当します。

このような行為が明らかとなった場合、申請中の馬主登録は認められません。また、名義を貸した馬主も馬主登録の取り消しとなるほか、調教師等の厩舎関係者も重大な処分の対象となる場合があります。

馬主登録申請者各位におかれましても、馬主名義の貸借禁止につきまして十分ご理解いただき、競馬の公正確保にご協力をお願いいたします。

## 個人情報の保護について

地方競馬全国協会（以下「当協会」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、皆様の個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

- 法令に基づく登録要件の確認
- 各種統計資料の作成
- 登録事務に関する連絡先の確認
- 当協会からの通知・連絡等送付先の確認

当協会は、皆様の個人情報を適切に管理し、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし次の場合を除きます。

- ・法令により個人情報の提供を求められた場合
- ・法令に基づく登録要件の確認のための利用を目的として関連団体に提供する場合（この場合、当協会は関連団体に対して個人情報の厳格な管理を要求し適切に指揮監督いたします。）

## 〔馬主登録の概要〕

### 1. 馬主登録の経済的要件

#### (1) 個人

原則として、直近年における所得金額が500万円以上であること。

(収入ではなく所得となります)

#### (2) 法人

① 払込済資本金又は履行済出資の総額が300万円以上であること。

② 直近2か年の決算が連続して赤字となっていないこと。

③ 直近の決算において債務超過となっていないこと。

④ 法人の代表者の年間の所得金額が、(1)個人の経済的要件を満たしていること。

#### (3) 組合

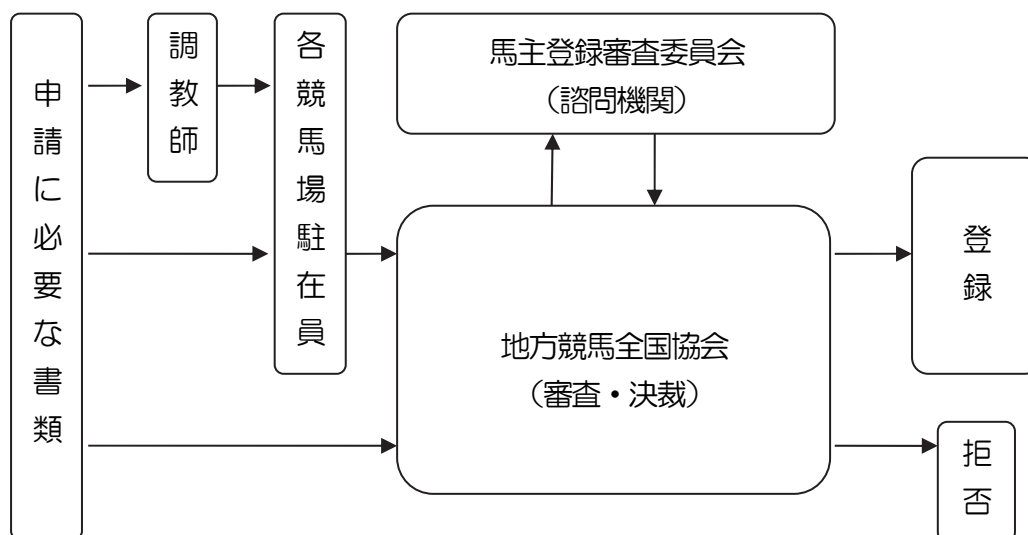
① 組合名義(代表者氏名を併記したもの)で300万円以上の定期預金があること。

② 原則として、組合員各々の直近年における所得金額が300万円以上であること。

(収入ではなく所得となります)

注：一時的に得たものと認められる所得(不動産や株式の売却益、競走用馬ファンドの配当金や中央競馬の賞金など)は算入しませんのでご注意ください。また、転職している場合には、前職の所得は算入しませんのでご注意ください。

### 2. 馬主登録までの流れ



※申請してから登録されるまでの標準の処理期間は、概ね5か月となっています。

※馬主登録後に登録料として1万円が必要です。

### 3. 馬主登録の欠格事由

#### 次のような場合は、馬主登録を受けることができません

競馬法施行規則及び当協会の規程により、馬主登録申請者が次のいずれかに該当するとき、または、登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、馬主登録を受けることができません。

- (1) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (4) 競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (6) 協会の運営委員会の委員
- (7) 協会の役職員及び地方競馬に関係する地方公共団体の職員
- (8) 地方競馬に関係する調教師等の既舎関係者
- (9) 「(2)又は(3)に該当したこと」、「不正の手段により馬主登録を受けたこと」、「馬主登録証等の偽造等を行ったこと」、「自己の所有しない馬につき自己の名義で馬の登録をし、又は出走させたこと」若しくは「自己の所有している馬につき他人の名義で馬の登録をし、又は出走させたこと」により馬主登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- (10) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる者  
(注) 原則として、直近年の所得金額が500万円（法人にあっては、法人の代表者についても同様とし、組合にあっては、組合員各々について300万円）に満たない者。また、法人にあっては、過去2か年の決算が赤字となっている者又は直近決算の貸借対照表において債務超過となっている者についても本号に該当する者として取り扱います。
- (11) 住民基本台帳に記載されていない者  
(注) 日本国外に居住しており住民基本台帳に記載されていない者であっても、海外の競馬統括機関で馬主登録を受けている者であれば、個人馬主登録が可能です(本邦外居住馬主)。通常の馬主登録申請とは異なる点が多々ありますので、事前に当協会登録課までお問い合わせください。
- (12) 20歳未満の者
- (13) ブックメーカーやインターネット賭事業者など、国内で開催されている競馬を賭けの対象とする可能性のある事業を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者

(次頁へ続く)

- (14) 限定した会員に有料で競馬予想情報を提供する事業(いわゆる「会員制競馬予想業」)を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者
- (15) (1)～(14)のほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者  
(注1) (2)～(5)、(8)に該当する者同一戸籍にあるか生計を一にしており、当該事由該当者から競馬の公正確保上悪影響を受ける恐れがあると認められる者は、本号に該当する者として取り扱います。  
(注2) 中央競馬に関係する調教師等の厩舎関係者及びこれらの者と同一戸籍又は生計を一にしている者も、本号に該当する者として取り扱います。
- (16) 法人で、その役員(いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち、(1)～(9)、(11)、(13)～(15)のいずれかに該当する者のあるもの
- (17) 法人で、その法人の払込済資本金又は履行済出資の総額が300万円未満であるもの
- (18) その法人の事業目的として、競走馬を保有し、競走に出走させること(競馬事業)を定款に明示していないもの(軽種馬の生産又は育成を事業目的としている法人を除く)
- (19) 組合で組合契約(協会指定の内容を含む契約)を締結していないもの
- (20) 組合でその組合員のうちに法人又は(1)～(9)、(11)～(15)のいずれかに該当する者のあるもの

# 馬主登録 Q & A





## Q1 馬主には種類があるの？

A 馬主登録の形態には、個人、法人、組合の3種類があります。

もっとも一般的なのが「個人」で、地方競馬馬主の9割以上を占めています。

「法人」とは法人＝会社として馬主登録を受ける形態のことで、会社として競馬事業のみを目的としているか、または一般の業務に加えて競馬事業を行っているかは問いません。

「組合」とは、複数の個人がそれぞれ出資して共同の競馬事業を営むことを約束する契約を結び、それにより成立する組合を馬主として登録するものをいいます。組合員数は3～10人、地方競馬への出走に必要な組合財産及び業務運営のための経費として300万円の定期預金が必要などの制約があります。

なお、「個人」と「法人」の場合には、1頭の競走馬を共同所有（「共有」といいます）することが可能で、比較的低いコストで競走馬を所有するための有効な方法であるといえます。（「共有」についてはQ7参照）

（注意）

「個人」馬主が、自ら経営（あるいは出資、親族が経営等も含む）している法人で所有する競走馬を個人の所有馬として登録し出走させた場合や、個人所有の競走馬の収支を法人で経理処理している場合、また、逆に「法人」馬主が、経営者個人や他の関連法人で所有している競走馬を「法人」馬主の所有馬として登録し出走させた場合は、競馬法で禁じられる「名義貸し」に該当します。競走馬を所有する形態については、事前によく検討したうえで申請してください。

## Q2 馬主登録のための費用は？

A 登録前には、申請に必要な書類として住民票、戸籍謄本等の公的証明書を取るための手数料があります。また、馬主登録後、当協会へ登録料として1万円をお支払いいただきます。

そのほか、登録後、各競馬場の馬主会に入会するにあたって、それぞれ入会金や年会費が発生する場合があります。詳しくは各馬主会にお問い合わせください。34頁に連絡先一覧があります。

## Q3 中央競馬の馬主ですが、地方競馬に馬を出走させられますか？

A 競馬法に基づく日本国内の競馬には、地方競馬のほかに日本中央競馬会が主催する中央競馬があります。しかしながら、これは地方競馬とは別個の競馬であり、中央競馬で馬主登録を受けている者であっても、地方競馬の競走に馬を出走させるためには、別途地方競馬全国協会の馬主登録を受ける必要があります。ただし、中央競馬で競走馬登録を受けている馬を、地方競馬で行われる指定交流競走（ダートグレード競走等）に出走させる場合は、通常の馬主登録申請とは別種の手続きとなります。

また、中央競馬での馬主登録時から経済的な状況が大きく変動しているなど、審査の結果地方競馬での馬主登録を受けられない場合があることをあらかじめご承知おきください。

Q4 預託予定の競馬場や調教師が決まっていないときはどうすればいいですか？

A 登録後の馬主活動を円滑に行っていただく観点から、申請にあたっては預託予定調教師をお決めいただいております。登録申請時は未定でも構いませんが、その場合は審査が終了し馬主登録審査委員会に上程されるまでにお決めいただくことになります。ただし、これは登録後に必ずその調教師に預託しなければならないわけではありません。

なお、各競馬場の調教師会で調教師を紹介している場合もありますので、34頁の連絡先一覧を参考にしてください。各競馬場のホームページにも、所属調教師の紹介があります。中には、調教師個人がホームページを開設し、馬主活動について解説している場合もあります。

Q5 競走馬の購入方法や、馬主活動の費用は？

A 馬主活動の費用については、まず競走馬の購入費用があります。購入方法としては、

- ① 牧場から直接購入する
- ② せり市場やインターネットオークションに参加する
- ③ 既に競走馬登録をしている馬を、その所有馬主から購入する
- ④ 家畜商の資格をもった仲介者に仲介してもらう

などの方法が考えられます。その価格は、血統や年齢、性別等によって異なります。

購入後の費用については、競馬場の厩舎に入るまでの間の育成牧場等へ支払う預託費用や、競馬場に入厩してから調教師へ支払う預託費用が考えられます。前者については牧場等に直接尋ねてみてください。後者については競馬場や調教師により様々ですが、概ね月額15～50万円というところです。詳しくは各馬主会、調教師会（連絡先は34頁に記載しています）にお尋ねください。

なお、せり市場については公益社団法人日本軽種馬協会（JBBA）のホームページ <http://www.jbba.jp/> に情報が掲載されていますので、参考にしてください。

Q6 馬主としての収入は？

A 馬主活動により得られる収入としては、賞金、出走手当、着外手当等があります。競馬場や競走の格付けによりその額は変わりますが、賞金については各競馬場の一番下のクラスで1着10万円～80万円、出走手当は4～10万円といったところです。重賞競走の中には、ダートグレード競走のように1着賞金が1000万円を大きく超える競走もあります。

そのほか、競馬場によっては休場手当や輸送費補助が得られる場合があります。詳しくは、各競馬場の賞典関係部署までお問い合わせください。

なお、賞金の支払いは、一般的にはそのうちの20%相当額が、厩舎関係者に対する進上金として差し引かれ、調教師、騎手、厩務員へ支払われます。

#### Q7 友人と競走馬を共同所有するには？

A ご友人などと競走馬を所有するために「共有制度」があります。

共有制度は、個人または法人馬主が、複数名で1頭の競走馬を共同所有する方法で、共有されるすべての者が個人または法人の馬主でなければなりません。したがって、各自が個々の馬主ではない方たちにより構成する「組合馬主」には共有は認められません。

共有制度では、2人以上20人以下（法人を含む）の自由な範囲で馬を共有することが可能となっており、個々の馬主持分については最低5%以上、その上は1%刻み（コンマ以下の持分は不可）で最高95%まで所有することができます。

競馬の出走に関する手続き（出走申込み等）は全て共有代表馬主の氏名で行うことになっているため、共有に参加されるすべての馬主の中から、共有代表馬主を決めていただきます。また、出馬表の馬主欄には共有代表馬主の氏名のみが記載され、主催者からの賞金等も共有代表馬主へ支払われますので、後日、共有馬主間で精算を行うことになります。

#### Q8 登録後、馬を持たないとどうなりますか？

A 馬主登録を受けた後、1年以内に地方競馬で登録馬（馬登録を受けていない1歳馬や、中央競馬で競走馬登録を受けている馬は含みません）を所有しない場合、又はその後登録馬を所有しなくなってから1年以上経過した場合は、規定により馬主登録が取り消される場合があります。



Q9 馬主になるための所得基準は？

A 下表のとおりです。

馬主の種類	経済的な要件	備考
個人	原則として、直近年における所得金額が500万円以上であること	特になし
法人	①当該法人の払込済資本金又は履行済出資の総額が300万円以上であること ②原則として、法人代表者（当該法人の代表者で、かつ、法人馬主登録申請時に代表者として申請した者。以下同じ。）の直近年における所得金額が500万円以上であること	①定款の目的に競馬事業（競走馬の所有及び競走への出走等）が明記されていること ②直近2か年の決算が連続して赤字となっていないこと ※1 ③直近年の決算において債務超過となっていないこと
組合	①組合名義（代表者氏名を併記したもので）300万円以上の定期預金があること ※2 ②原則として、組合員各々の直近年における所得金額が300万円以上であること	ここでいう組合とは ①民法で規定された「組合契約」を組合員間で交わしていること ②組合員数が3人以上10人以下であること

※1 設立後2か年を経過していない法人については、2か年分の決算書を提出することができませんので、代表者に一定の要件が求められます。詳しくはQ18をご覧ください。

※2 定期預金は組合名義（代表者氏名を併記）のものがが必要です。また、組合財産に対する各組合員の出資比率は、10%以上49%以下でなければなりません。

なお、一時的に得たものとみなされる所得（不動産や株式の売却益、競走用馬ファンドの配当金、中央競馬での賞金など）は合算できません。

また、転職している場合には、前職の所得は算入しませんのでご注意ください。

（参考）所得と収入との違いについて

所得とは収入と異なり、収入金額からその収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を差し引いた後の金額をいいます。サラリーマンの場合では、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄に記載されている金額が所得であり、その所得が500万円以上となるには年収で約700万円が必要となります。

令和 ○ 年分 **給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	住所又は居所 東京都港区麻布台〇-〇-〇 〇〇商事(株)	(受給者番号)		(個人番号)	
		(役職名)		氏名 (フリガナ) ニッポン タロウ 日本 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除	この金額が500万円以上であること	
給料・賞与	7,000,000	5,100,000			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象世帯成員の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数
老人		特定 老人 その他		特別	その他

#### Q10 所得の証明書類とはなにを提出すればよいのか？

A 直近年分の所得金額について、(ア) 所轄税務署又は市区町村が交付した証明書(イ) 所得税確定申告書(確定申告をしていない方は源泉徴収票)の写しの二点を提出していただきます。

(ア)については、市区町村で交付を受ける場合、記載される数字は前年分のものとなります(注1)。また、所得の金額が確定し証明書が発行できるまでに時間を要しますので、申請にあたってはその時点で発行を受けることができる最新のものを提出してください(注2)。

(イ)については、所得税の確定申告をしている方は、その申告書の写しを一式提出してください。確定申告の内容により書類は異なりますが、第一表、第二表のほか、所得の内訳書、青色申告決算書等があればそれらも必要となります。所得が給与所得のみであり確定申告をしていない場合は、勤務先から発行される源泉徴収票の写しを提出してください。

(注1) 例：「令和3年度市民税課税証明書」に記載されている所得金額は、令和2年分のものであります。

(注2) 市区町村から証明書の発行を受ける場合、前年分については5～7月からの発行となります。くわしくは、各市区町村にお問い合わせください。

なお、申請を受付後、登録までの間に改めて最新の所得証明書の提出をお願いする場合があります。

#### Q11 経済的な面以外の資格条件は？

A 法令や当協会の規定により、馬主の登録ができない方についての要件が定められています。詳しくは、5～6頁を参照してください。

#### Q12 馬主登録申請の提出書類にはなにがいる？

A 19頁からの「必要書類について」をご覧ください。なお、ご提出いただきました書類は返却いたしません。また、申請書類への記入につきましては、摩擦熱で文字が消えるタイプのボールペンは使用しないでください。

#### Q13 登録申請書類の提出先は？

A 預託予定の調教師を通じて、当協会の各競馬場駐在員あてに申請書類を提出されるか、または、当協会登録課まで直接郵送してください。

Q14 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことの証明書とは？

A 判断能力に係る医師の診断書もしくは「登記されていないことの証明書」(Q15を参照)を提出してください。

Q15 「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」との違いは？ 証明書の入手先は？

A 2つの証明書は、

- ① 「登記されていないことの証明書」⇒東京法務局の後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明
- ② 「身分証明書」⇒破産手続開始決定の通知を受けていないことの証明とそれぞれの証明事項が異なります。

「登記されていないことの証明書」は法務局から、「身分証明書」は本籍地の市区町村役場から交付を受けてください。

(参考)

「登記されていないことの証明書」は、法務局の窓口または郵送で交付を受けることができます。具体的な手続きは次のとおりとなっています。

(1) 証明書の交付申請手続き

○窓口申請の場合

申請書に所要事項を記入し、収入印紙(300円)を貼り付け、東京法務局の後見登録課、各法務局または地方法務局戸籍課のいずれかの窓口で直接申請書を提出してください。

○郵送申請の場合

申請書に所要事項を記入し、収入印紙(300円)を貼り付け、申請書と返信用封筒(宛名を明記・返信用切手を貼付したもの)を同封して下記宛先に郵送してください。

(宛先)

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課 TEL 03-5213-1360 (ダイヤルイン)

(郵送による申請は東京法務局の後見登録課のみで受け付けています)

(2) 記入上の注意事項等

○申請書の証明事項欄には、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方)」にチェックを入れてください。

○申請書には1通につき300円の収入印紙を貼付してください。

○申請書は黒ボールペンか万年筆で記入してください。

○申請書（用紙）は各駐在員事務所に備えてありますが、法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/>から取り出すこともできます。そこでは、申請手続きの詳細を確認できます。

#### Q16 住民票と戸籍の種類は？

A 住民票については「世帯全員用」を、戸籍についても「謄本」又は「全部事項証明」を提出してください。

#### Q17 法人馬主の登録申請で気をつけることは？

A 法人の事業目的の一つとして、定款、登記簿謄本に「競走馬の所有及び競走への出走」と明記されていることが必要となります。また、法人の資本金・事業目的等の審査のほか、全役員について個人馬主と同様の審査が行われます。会長、相談役、顧問などいかなる名称や肩書にかかわらず、法人の経営に対して役員と同等以上の職権または支配力を有する者がある場合には、その者は役員と同等に取り扱われます。

なお、登録後も、代表者に変更があったときや新たに役員が加入したときには、その都度、必要な書類を提出していただき、審査が行われることとなり、この届出を怠ると馬主登録が取り消される場合があります。

#### Q18 法人を設立登記して2か年を経過していない場合は？

A 法人馬主の審査においては、原則として過去2か年の決算書により経済的要件を審査しますが、設立後2か年を経過していない法人については、実績に基づく審査を行うことができません。その場合、法人の設立趣意書、事業計画書（3か年の馬主活動の収支計画を含む。）等により審査を行いますが、加えて法人の代表者が、①地方競馬の個人馬主である等、地方競馬における競馬の施行上必要とされる十分な知識・経験を備えていると認められる者であること②当該法人への出資の額が払込済資本金又は履行済出資の総額の50%以上であること、の2つの要件を満たしていることが必要となります。

なお、法人が馬主登録された場合でも、法人代表者の個人馬主登録を取り消す必要はありません。

## Q19 組合とは？組合馬主とは？

A 組合馬主とは、お友達やご家族など気の合った仲間同士が3～10人のグループにより競走馬を所有・出走させることができる方法です。

組合は、民法の規定により、グループの構成員がそれぞれ出資をして共同の事業を営むことを約束する契約を結ぶことで成立します。

ただし、馬を所有して出走させたいと思う方が集まって組合を結成しても、そのままでは単なる組合であり、組合所有の競走馬をレースに出走させることはできません。結成した組合が当協会の馬主登録を受けることにより、初めて組合馬主として競走馬をレースに出走させることができるようになります。

なお、「組合」を馬主として登録することになるため、組合を構成する組合員一人ひとりには「個人馬主」ではありません。

(参考) 民法第 667 条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

民法第 668 条 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。

## Q20 組合や組合員の経済的要件は？

A

### (1) 所得について

原則として、各組合員の直近年における所得金額が 300 万円以上あることが必要です。詳しくは Q9 を参照してください。

### (2) 組合財産について

当初の組合財産として、組合名義（代表者氏名を併記したもの）で 300 万円以上の定期預金があることが必要です。なお、登録後は、馬を購入するための経費及び組合の業務運営のための経費として使用することができます。

### (3) 出資及び出資比率について

出資その他の経費負担として、それぞれ組合財産に対して 10%以上 49%以下（1%刻み、コンマ以下の持分は不可）の出資比率の提供が義務付けられ、組合員はこの出資比率に応じて、組合の経費を負担することになります。

## Q21 組合のメンバーとは？

A 組合員の資格要件は、経済的要件を除き、個人馬主の資格要件と同じです。経済的要件は Q20 を参照してください。これらを満たしていれば、ご家族やご親戚、気のあった仲間同士（3～10 人以内）でご自由にメンバーを構成することができます。



## Q22 組合馬主の登録申請の流れは？

A

(1) まず、組合をつくります。組合については民法で規定されており、組合員の間で「組合契約」を結ぶ必要があります。馬主活動を行う組合の組合契約には、以下の項目が定められていることが条件となります。

- ① 組合の名称及び事務所の所在地
- ② 組合の目的（「総組合員の共有する競走馬の管理と地方競馬への出走」であること）
- ③ 組合員数（3名以上10名以下であること）、組合員の資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 組合員の氏名及び住所
- ⑤ 組合の代表者に関する事項（組合員の中の1名に限定されていること）
- ⑥ 組合の意思決定の機関及びその決定の方法に関する事項
- ⑦ 組合財産の出資及び業務運営に要する経費の徴収に関する事項
- ⑧ 財産の管理及び処分並びに会計処理に関する事項
- ⑨ 損益の分配に関する事項
- ⑩ 組合の解散に関する事項

なお、実際の組合契約を作成する際の参考として、29頁～33頁に「組合契約書の例」を掲載してあります。

各組合の実情に応じた部分（下線のある空白部分）を書き換えれば、正式な「組合契約」となりますので、参考にしてください。

- (2) 組合契約を交わして「組合」が成立したら、組合馬主登録申請に必要な書類を揃え、当協会に申請してください。
- (3) 当協会で所要の審査を行い、諮問機関である馬主登録審査委員会に適否についての意見を聞き、適格な組合に対して組合馬主登録がなされます。

## Q23 組合の名称の制限は？

A 芸能人、有名馬や競走名と同名称、差別的な表現を含んでいる場合等につきましてはお断りすることがあります。なお、登録される組合馬主名には、先頭に‘組’が付加されます。

## Q24 組合員の変更は可能？

A 3～10名の範囲であれば可能ですが、その都度審査が必要となります。場合によっては認められないこともありますので、必ず事前に当協会登録課へご相談ください。

Q25 他の馬主との競走馬の共有は？

A 組合馬主は、特定の複数の個人が集まって馬を所有するという形態であり、組合馬主自体が共有という性格を持つため、個人や法人と馬を共有することはできません。

Q26 すべての馬に出資が必要？

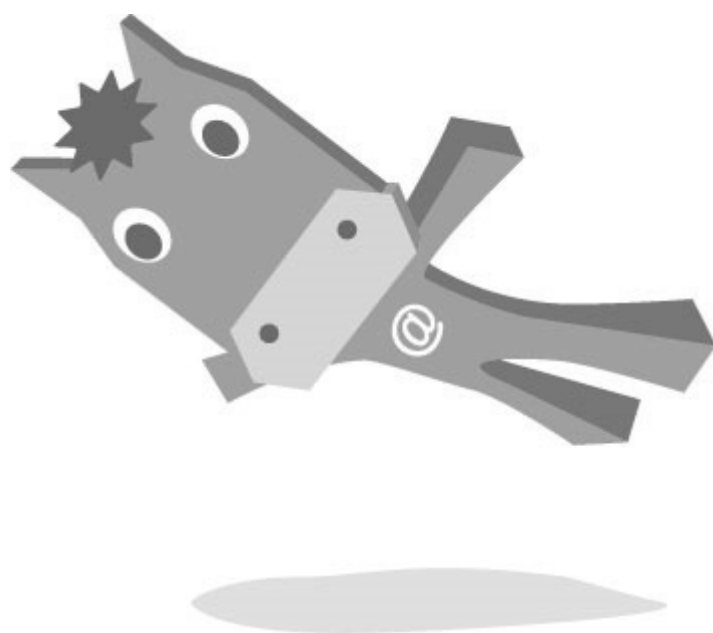
A 組合の所有する馬は組合財産であり、全組合員の共有となります。  
つまり、組合が馬を購入する場合は、全組合員に対して組合契約による出資比率に応じた出資が義務付けられることとなり、特定の馬だけは出資しないということは認められません。  
また、組合の出資比率を変更したい場合は、既存の所有馬の出資比率も全て変更することとした上で協会に届け出る必要があります。

Q27 申請中に転居等した場合はどうすればよいのか？

A 申請時から住居（所在地）が変わった場合は、当協会登録課に連絡いただきますとともに新しい住民票（世帯全員用）を提出して下さい。また、戸籍が変わった場合は、戸籍謄本（全部事項証明）を提出して下さい。



# 必要書類について



馬主登録申請に必要な書類

	書類名	個人	法人	組合	発行先(交付先)	備考
1	* 馬主登録申請書 (様式は「個人及び法人用」と「組合作用」があります。)	○	○	○	(注1)	注1 : 地方競馬情報サイト (http://www.keiba.go.jp/)、登録課、各競馬場駐在員事務所 (34頁参照) で入手できます。
2	* 申請者の経歴を記載した書類 (経歴書) (様式は①「個人及び法人」用と②「組合作用」用があります。)	○	○ (注2) (役員全員)	○ (全組合員)	(注1)	2枚1組です。 注2 : 役員には監査役、25%以上の出資者を含みます。以下同様です。
3	* 念書 (乙)	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)	(注1)	
4	精神の機能の障害により馬を適正に出走させるにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類 (注3)	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)	各法務局、地方 法務局戸籍課、 医療機関	注3 : 登記されていないことの証明書もしくは医師の診断書が必要です。
5	本籍地市区町村の発行した身分証明書 (注4) 〔外国人の方は*念書 (甲) …………… (注1) 〕	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)	本籍地の 市区町村役場	注4 : 運転免許証等ではなく、破産宣告の通知を受けていないことの証明です。 発行する市区町村によっては、「身元証明書」など名称が異なる場合があります。
6	住民票 (世帯全員用)	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)	住民登録の 市区町村役場	
7	戸籍謄本 (全部事項証明) 〔外国人の方は除く。〕	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)	本籍地の 市区町村役場	
8	直近年分の所得証明書ア (注5)	○	○ (代表者)	○ (全組合員)	所轄税務署又は 市区町村役場	注5 : 所轄税務署で交付される納税証明書(その2 所得金額用) または 市区町村が交付する所得証明書
9	直近年分の所得証明書イ (注6)	○	○ (代表者)	○ (全組合員)	申請者又は 勤め先	注6 : 給与以外の所得がある場合は、所得税確定申告書 (自己保有分の控、第一表 及び第二表 * 所得内訳書・青色申告決算書を税務署に提出された方は併せて その写し) を提出してください。 (写しでも可) (写しでも可) 確定申告をしていない方は源泉徴収票を提出してください。 (写しでも可)
10	* 馬主登録申請の際の個人情報取扱の取扱いについて (同意書)	○	○ (役員全員)	○ (全組合員)	(注1)	
11	写真 (注7) (個人・法人代表者・組合代表者は3葉、代表者を除く組合員は2葉)	○	○ (代表者)	○ (全組合員)	申請者	注7 : 縦正面上半身無帽で申請前3か月以内に撮影したカラー写真であって、裏面に 氏名を記載した縦30mm、横24mmのもの。 個人・法人代表者はうち1葉を申請書に貼付すること。組合員はうち1葉を 経歴書に貼付すること。 写真は馬主登録時の「馬主登録証」の作成に使用します。

馬主登録申請に必要な書類

書類名	個人	法人	組合	発行先(交付先)	備考
12 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(注8)		○ (注8)		登記所	注8:目的に競馬事業(競走馬の所有及び競走への出走等)が明記されていることが必要です。
13 *代表証明書(注9)		△ (注9)		(注9)	注9:法人の代表権を有する者が2名以上いる場合のみ提出が必要です。
14 *誓約書		○		(注1)	
15 出資者名簿(株主名簿)(注10)		○		申請者	注10:出資者(株主)ごとに出资额が明らかなものに限る。 株式を公開している法人は除く。
16 定款(注11)		○		申請者	注11:目的に競馬事業(競走馬の所有及び競走への出走等)が明記されていて、公証人の論証または原本と相違ない旨を代表者が証明したものに限る。 証明例:本定款は現行定款と相違ない 年月日 法人名 代表者名
17 決算書(直近2か年)(注12)		○		申請者	注12:設立から2か年を経過していない場合は、設立趣意書及び事業計画書(3期分) 詳しくは、14頁Q18を参照してください。
18 *法人名・組合名の英文表記確認書		○	○	(注1)	
19 組合契約書の写し(注13)			○	申請者	注13:29~33頁「組合契約書の例」を参考にしてください。
20 組合議の定期預金残高証明書(注14) (300万円以上のもの)			○	金融機関	注14:組合名だけでなく、組合代表者の氏名が併記されているものが必須です。

\*印のついているものは、地方競馬全国協会が定めた様式をご使用ください。

※ その他、必要があると思われる書類の提出を求める場合があります。

※ ご提出いただいた書類等にマイナンバーの記載がある場合、該当部分をマスキングまたは削除した上で利用いたします。

※ 公的書類は発行日より3か月以内のものを提出してください。

※ ご提出いただきました書類は返却いたしません。

[必要書類記載例]

☆個人馬主および法人馬主登録申請書

この様式は、個人及び法人登録申請の様式です。  
組合馬主登録申請の様式は26頁にあります。

様式第5 (A4判)

その1 (個人馬主及び法人馬主用)

登録年月日	登録番号	受付年月日	扱者	収入年月日	扱者
旧登録 番号	抹消 年月日	理 由			

馬主登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 殿

写真  
(カラー)  
30×24mm

住所 〒106-XXXX

東京都港区麻布台 〇-〇-〇

(ふりがな) にっぽん たろう  
氏名又は法人の名称

日本太郎

(自宅) 会社 Ⅱ 03-3583-XXXX ) 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生  
(携帯電話 Ⅱ 090-XXXX-XXXX )

(法人の場合には代表者の住所) 〒

(ふりがな)  
(法人の場合には代表者の氏名)

(自 宅 Ⅱ ) 年 月 日生  
(携帯電話 Ⅱ )

預託予定調教師名 (就業している競馬場)
〇〇〇〇調教師 (〇〇競馬場)

貴協会業務方法書の規定により必要な書類を添え、上記のとおり馬主の登録を申請します。

日中に連絡の取れる  
電話番号(携帯電話、  
会社等)を記入してく  
ださい

2021.04

☆経歴の概要を記載した書類（経歴書）

この様式の経歴書は、個人登録申請者及び法人登録申請法人の全ての役員が提出することになっています。提出された内容については事実確認調査を行っていきますので、事実に正確な内容を記入してください。

経歴の概要を記載した書類（経歴書）

1/2

(ふりがな) 氏名	に、ほんたろう 日本太郎		自宅電話	03-3583-XXXX
			携帯	090-XXXX-XXXX
メールアドレス	uma3-des@000.jp			
住所	〒106-XXXX 東京都港区麻布台 0-0-0			
(居住地)	千葉県 〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇 ※上記住所以外にお住まいの方			
本籍地	神奈川県 〇〇市 〇〇町 三丁目1番			
最終学歴	〇〇大学医学部 (昭和 〇〇 年卒)			
	中央競馬関係 馬主登録の有無 (有・無) ※ 有の場合は、馬主登録番号 〇〇〇〇〇、平成 〇〇 年登録			
職 歴				
昭和 〇〇 年	〇〇病院勤務			
〇〇 年	上記を退職、〇〇医院を開業、現在に至る			
〇〇 年	実家の不動産取引業(個人経営)に従事			
〇〇 年	(有) 〇〇不動産を設立、取締役役に就任、現在に至る			
平成 〇〇 年	〇〇商事(株)を設立、代表取締役役に就任、現在に至る			
年				
年				
現在の主な職業				
会社名・職務	〇〇医院・院長(医師)	〇〇商事(株)・代表取締役		
会社の所在地	埼玉県 〇〇市 〇〇町 3-1	千葉県 〇〇市 〇〇町 5-13		
勤務地	TEL 048-000-XXXX	TEL 047-000-XXXX		
業務内容	同上	同上		
業務内容	内科・外科(ベッド数〇〇)	医薬品、医療器具の販売		
資本金	医師〇名・X線技師〇名 臨床検査技師〇名 薬剤師〇名・看護師〇名	〇,〇〇〇万円		
従業員数・年商	〇〇名、〇〇万円	〇〇名、〇〇〇万円		
会社名・職務	(有) 〇〇不動産・従業員			
会社の所在地	東京都 〇〇区 〇〇町 2-4			
勤務地	TEL 03-0000-XXXX			
業務内容	神奈川県 〇〇市 〇〇町 3-11			
業務内容	不動産の売買・仲介			
資本金	〇〇〇万円			
従業員数・年商	〇〇名、〇〇〇万円			

最終学歴から現在まで、空白の年が無いように詳しく記入してください。

現在の主な職業欄が空欄の場合は、無職とみなされますので、必ず記入してください。

※ 次のページも記入してください。

H-11

2021.04



「住居」以下の項目、念書(乙)は必ず記入してください。

2/2

※ 該当がない場合は「なし」と記入してください。

住居	(自分名義)・家族名義・社宅・賃貸(家賃 円) (土地 △△△.△△△ m <sup>2</sup> ・家 XX,XXX m <sup>2</sup> )	
主な資産	資産 預貯金 定額預金 ロ,ロ,ロ,ロ,ロ 円 有価証券 ○○製薬 △△△株 中期国債ファンド XX万円 その他	負債 住宅ローン残高 XXX万円 借入れ(住宅ローン除く) 円 その他
	知人馬主名とその関係 ○○○○ ゴルフ仲間(レストラン△△経営) XXXX 義兄(妻の兄)	知人馬主名とその関係(いない場合は「なし」と記入)、預託予定調教師との関係、馬主登録申請の動機は必ず記入してください。
預託予定調教師との関係 知人馬主○○○○の紹介		
馬主登録申請の動機 自分で競走馬を所有して走らせるのが夢であり、子供も成人して生活にゆとりができたため、妻とともに老後の楽しみにしたい。		

馬生産者・農業者の方はご記入ください。

馬生産者	敷地	草地(○○畝)	放牧地(△△畝)	その他(XX畝)	
	所有種雄馬名	個人所有の種馬はいません。			
	繁殖雌馬	マ・アラ(○○頭) ばんえい(△△頭) 内自己所有(XX頭)			
	育成馬	当歳	マ・アラ(○○頭) ばんえい(△△頭) 内自己所有(XX頭)		
		1歳	マ・アラ(○○頭) ばんえい(△△頭) 内自己所有(XX頭)		
2歳		マ・アラ(○○頭) ばんえい(△△頭) 内自己所有(XX頭)			
種雄馬シブケツト出資	馬名 ○○○○○ 株数 △株	馬名	株数		
農業者	種類(地目)	地積(畝)	主な作物の種類等		
	田・畑・山林	田 00ha 畑 △△ha 山林 XXha	水稲・麦・キャバツ・大豆 放牧地		
	家畜の種類(品種) 頭数・飼養目的	肉用牛 00頭 乳用牛 △△頭 豚 XX頭 繁殖、育成、肥育、搾乳等			

### 念書(乙)

私は、次のいずれにも該当していません。

- (1) 禁錮以上の刑に処された者
- (2) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処された者

念書(乙)は申請者本人が記入してください。  
(コピー・Word等不可)

氏名 日本太郎

※ 申請者本人が記入してください。

☆誓約書

誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 殿

法人住所

東京都港区麻布台〇-〇-〇

法人名称

日本商事株式会社

法人代表者

日本太郎

当法人は、下記のことを誓約します。

1. 役員のうち調教師、調教師補佐、騎手及び厩務員を含めません。
2. 匿名組合契約による競走馬（会員制）は所有しません。

☆組合馬主登録申請書

この様式は、組合馬主登録申請の様式です。個人及び法人馬主登録申請の様式は22頁にあります。

様式第5 (A4判)

その2 (組合馬主用)

登録年月日	登録番号	受付年月日	扱者	収入年月日	扱者
旧登録番号	抹消年月日	理由			

馬主登録申請書 (組合馬主用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 殿

組合事務所の所在地 〒106-XXXX

東京都港区麻布台〇-〇-〇

(ふりがな)

組合の名称 あざぶたいくみあい

麻布台組合

(電話 Ⅱ 03-3583-XXXX )

代表者の住所 〒106-XXXX

東京都港区麻布台〇-〇-〇

(ふりがな)

代表者の氏名 けんと いちろう

港一郎

(自宅 Ⅱ 03-3583-XXXX ) 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

(携帯電話 Ⅱ 090-XXXX-XXXX )

預託予定調教師名 (就業している競馬場)

〇〇〇〇調教師 (〇〇競馬場)

貴協会業務方法書の規定により必要な書類を添え、上記のとおり馬主の登録を申請します。

日中に連絡の取れる電話番号(携帯電話、会社等)を記入してください

2021.04

☆経歴の概要を記載した書類（経歴書）

この様式の経歴書は、登録申請組合の全ての組合員が提出することになっています。提出された内容については事実確認調査を行っていますので、事実 zu 正確な内容を記入してください。

経歴の概要を記載した書類（経歴書・組合員主用） 1/2

(ふりがな) 氏名	みなと いさお 港 一郎	自宅電話	03-3583-XXXX	写真 (カラー) 30×24mm
		携帯	090-XXXX-XXXX	
メールアドレス	uma3-des@000.jp			
住所 (居住地)	〒106-XXXX 東京都港区麻布台 0-0-0 千葉県 〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇 ※上記住所以外にお住まいの方			
本籍地	神奈川県 〇〇市 〇〇町 三丁目 1番			
最終学歴	〇〇大学 医学部 (昭和 〇〇 年卒)	中央競馬関係 馬主登録の有無(有・無) ※有の場合は、馬主登録番号	年登録	
職 歴				
昭和 〇〇 年	〇〇病院 勤務			
〇〇 年	上記を退職、〇〇医院を開業、現在に至る			
〇〇 年	家業の不動産取引業(個人経営)に従事			
〇〇 年	(有)〇〇不動産を設立、取締役就任、現在に至る			
平成 〇〇 年	〇〇商事(株)を設立、代表取締役就任、現在に至る			
年				
年				
現在の主な職業				
会社名・職務	〇〇医院・院長(医師)	〇〇商事(株)・代表取締役		
会社の所在地	埼玉県 〇〇市 〇〇町 3-1 TEL 048-000-XXXX	千葉県 〇〇市 〇〇町 5-13 TEL 047-0000-XXXX		
勤務地	同上	同上		
業務内容	内科・外科(ベッド数 〇〇)	医薬品、医療器具の販売		
資本金	医師 〇名、X線技師 〇名 臨床検査技師 〇名	〇,〇〇〇万円		
従業員数・年商	薬剤師 〇名、看護師 〇名 〇〇名、〇〇万円	〇〇名、〇〇万円		
会社名・職務	(有)〇〇不動産・従業員			
会社の所在地	東京都 〇〇区 〇〇町 2-4 TEL 03-0000-XXXX			
勤務地	神奈川県 〇〇市 〇〇町 3-11			
業務内容	不動産の売買・仲介			
資本金	〇〇〇万円			
従業員数・年商	〇〇名、〇〇〇万円			

最終学歴から現在まで、空白の年が無いように詳しく記入してください。

現在の主な職業欄が空欄の場合は、無職とみなされますので、必ず記入してください。

※ 次のページも記入してください。

「住居」以下の項目、念書(乙)は必ず記入してください。

組合馬主用2/2

※ 該当がない場合は「なし」と記入してください。

住居	(自分名義)・家族名義・社宅・賃貸(家賃 円) (土地 △△△,△△△ m <sup>2</sup> ・家 XX,XXX m <sup>2</sup> )	
主な資産	資産 預貯金 □,□□□ 円 有価証券 ○○製薬△△△株 中期国債ファンドXX万 その他	負債 住宅ローン残高 XXX万 円 借入れ(住宅ローン除く) 円 その他
	他の組合員との関係 妻と大学時代の友人	
知人馬主名とその関係	○○○○ゴルフ仲間(レストラン△△経営) XXXX義兄(妻の兄)	
預託予定調教師との関係	知人馬主○○○○の紹介	
馬主登録申請の動機	子供も成人して生活にゆとりができたため、妻・友人とともに 老後の楽しみにしたい。	

他の組合員との関係、知人馬主名とその関係(知人馬主がいる場合)、預託予定調教師との関係、馬主登録申請の動機は必ず記入してください。

馬生産者・農業者の方はご記入ください。

馬生産者	敷地	草地(○○畝)	放牧地(△△畝)	その他(XX畝)	
	所有種雄馬名	個人所有の種雄馬はいません。			
	繁殖雌馬	アラアラ(○○頭)	ばんえい(△△頭)	内自己所有(XX頭)	
	育成馬	当歳	アラアラ(○○頭)	ばんえい(△△頭)	内自己所有(XX頭)
		1歳	アラアラ(○○頭)	ばんえい(△△頭)	内自己所有(XX頭)
種雄馬シブケツ出資	馬名	株数	馬名	株数	
農業者	種類(地目)	地積(㎡)	主な作物の種類等		
	田・畑・山林	田 00ha 畑 △△ha 山林 XXha	水稲・麦・キャブツ・大豆 放牧地		
	家畜の種類(品種)頭数・飼養目的	肉用牛○○頭・乳用牛△△頭・豚XX頭 繁殖・育成・肥育・搾乳等			

## 念書(乙)

私は、次のいずれにも該当していません。

- (1) 禁錮以上の刑に処された者
- (2) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処された者

氏名 港一郎

念書(乙)は申請者本人が記入してください。(コピー・Word等不可)

※ 申請者本人が記入してください。

[組合契約書の例]

\_\_\_\_\_組合契約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当組合は、民法第3編第2章第12節に規定する組合とし、\_\_\_\_\_と称する。

(目的)

第2条 当組合は、次の共同事業を営むことを目的とする。

- 一 総組合員の共有する競走馬の管理と地方競馬への出走
- 二 前号に付随する業務

(所在地)

第3条 当組合は事務所を\_\_\_\_\_におく。

## 第2章 組合員

(員数)

第4条 当組合は、\_\_\_\_\_名（3名以上10名以下）の組合員をもって構成する。

(資格)

第5条 当組合の組合員資格は、健全な社会生活を営む者であることとする。

(組合員の人数、氏名及び住所)

第6条 当組合の組合員の人数、氏名及び住所は、別記のとおりとする。

(加入)

第7条 当組合に加入しようとする者は、総組合員の同意を得なければならない。

2 前項の同意を得た者は、必要な出資を行った後、当組合の組合員となるものとする。

(脱退)

第8条 当組合を脱退しようとする者は、3か月以上前に書面でその旨を代表者に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き組合のため不利な時期には脱退することができない。

2 脱退した者は、脱退の当時における組合財産の状況に従い、その出資比率に応じて金銭をもって払戻しを受けることができる。ただし、当該脱退者に組合への未納金がある場合には、これを控除する。

(除名)

第9条 当組合の組合契約に違反した場合、当組合の円滑な運営に支障を生じた場合等正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致を持ってその者を除名することができる。

2 前項により除名した者には、代表者がその旨を通知する。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による除名について準用する。

### 第3章 代表者

(代表者)

第10条 当組合は、1名の代表者を置く。

(代表権の範囲)

第11条 代表者は、競馬に関する馬主としてのすべての業務につき当組合を代表するものとする。

2 代表者に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ代表者が指名する者がその職務を行う。

(代表者の選任)

第12条 代表者は、組合員の中から組合員総会において全員同意により選任するものとする。

(代表者の辞任・解任)

第13条 代表者は、正当な事由がある場合以外は辞任することができない。

2 代表者は、正当な事由がある場合、他の組合員の一致をもって解任されることがある。

### 第4章 組合員総会

(組合員総会)

第14条 当組合の組合員総会は、年1回常例として開催するほか、代表者又は組合員の求めに応じて随時開催するものとする。

(総会の招集)

第15条 組合員総会は、代表者が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 当組合の業務は、代表者に委任したものを除き組合員総会の決議により行う。

2 組合員総会の決議は、出席組合員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第17条 組合員総会に出席できない組合員は、書面又は出席する組合員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、欠席した組合員が出席したものとみなす。

## 第5章 財務

### (財産)

第 18 条 当組合の財産は、総組合員の共有に属する。

2 組合財産は、組合員から出資された出資金、組合員が納入する会費等からなる金銭及び競走馬等とし、代表者がこれを管理する。

### (出資)

第 19 条 当組合の出資総額は\_\_\_\_\_円とする。

2 各組合員の出資比率は、総組合員の同意を得て別記のとおり定める。

3 出資総額を変更する場合は総組合員の同意を得て出資総額を定める。この場合特に必要があるときは、各組合員の出資比率の見直しを行うものとする。

4 組合員に変動ある場合には、総組合員の同意を得て各組合員の出資比率の見直しを行うものとする。

5 第 2 項から前項までのいずれの場合においても各組合員の出資比率は、10 パーセント以上 49 パーセント以下とする。

### (持分の譲渡)

第 20 条 当組合の組合員以外への持分の譲渡は行うことができない。

### (経費)

第 21 条 当組合の経費は、会費、事業から生ずる収入及び金利収入で支弁する。

## 第6章 会費

### (会費)

第 22 条 組合員は、出資比率に応じて毎月定められた額の会費を所定の期日までに納付しなければならない。

2 納付された会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

3 特定の組合員について会費納付がなされない事態が生じた場合には、他の組合員が出資比率に応じてこれを負担するものとする。

### (納付額と期日)

第 23 条 会費の額及び納付の期日については、組合員総会において定める。

## 第7章 検査

### (検査)

第 24 条 組合員は、いつでも組合の業務及び財産の状況について検査することができる。



## 第8章 計算

(会計処理)

第 25 条 代表者は、善良な管理者の注意をもって、金銭の出納を行うものとする。

(事業年度)

第 26 条 当組合の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(損益の分配)

第 27 条 当組合の損益の分配は、各組合員の出資比率に応じて行うものとし、その清算方法及び時期については組合員総会において定める。

## 第9章 解散及び清算

(解散)

第 28 条 当組合は、その目的が達成されなくなったときは総組合員の同意により解散する。

(清算)

第 29 条 当組合が解散したときは、民法の規定により清算する。

別 記 組合員の人数 (以下の\_\_\_\_\_名)、住所、氏名及び出資比率

代表者

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

出資比率\_\_\_\_\_ 実印

組合員

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

出資比率\_\_\_\_\_ 実印

組合員

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

出資比率\_\_\_\_\_ 実印

組合員

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

出資比率\_\_\_\_\_ 実印

組合員

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

出資比率\_\_\_\_\_ 実印

\_\_\_\_\_年 月 日

### 地方競馬馬主会、調教師会連絡先一覧

馬主会名	連絡先	調教師会名	連絡先
北海道馬主会	01456-3-2737	北海道調騎会	01456-2-0907
ばんえい競馬馬主協会	0155-41-8818	ばんえい十勝調教師会	0155-33-3110
ばんえい競馬オーナーズクラブ	0155-66-5305		
岩手県馬主会	019-654-8287	岩手県調騎会	0197-23-2999
埼玉県馬主会	048-882-1697	埼玉県調教師会	048-878-2473
千葉県馬主会	047-431-7201	千葉県調教師会	047-431-2035
東京都馬主会	03-3761-2779	東京都トレーナー倶楽部	03-3761-8522
神奈川県馬主協会	044-246-5050	神奈川県調教師会	044-522-5374
石川県馬主協会	076-258-5741	石川県調騎会	076-258-5724
岐阜県馬主会	058-388-1213	岐阜県調騎会	058-387-7426
愛知県馬主協会	0567-58-1519	愛知県調教師会	0567-68-2929
兵庫県馬主協会	06-6493-3681	兵庫県調教師会	06-6491-0888
高知県馬主協会	088-841-1952	高知県調騎会	088-841-5123
佐賀県馬主会	0942-82-0752	佐賀県調騎会	0942-83-4598

### 地方競馬全国協会駐在員連絡先一覧

担当競馬場	駐在場所	住 所	電話番号
北海道（平地）	門別競馬場	沙流郡日高町富川駒丘 76-1	01456-2-2501
川（ばんえい）	帯広競馬場	帯広市西 13 条南 9-1	0155-34-0825
盛岡・水沢	岩手県競馬組合	盛岡市新庄上八木田 10	019-626-7726
浦和	南関東4場においては下記、地方競馬全国協会登録課までご連絡ください。		
船橋			
大井			
川崎			
金沢	石川県競馬事業局	金沢市八田町西 1	076-257-1254
笠松	岐阜県地方競馬組合	羽島郡笠松町若葉町 12	058-387-3601
名古屋・中京	愛知県競馬組合	弥富市駒野町 1	0567-68-2211
園田・姫路	兵庫県競馬組合	尼崎市田能 2-1-1	06-6491-4923
高知	高知県競馬組合	高知市長浜宮田 2000	088-841-5123
佐賀	佐賀県競馬組合	鳥栖市江島町字西谷 3256-228	0942-83-4539

駐在員が不在のときは下記までご連絡ください。

地方競馬全国協会 登録課

〒106-8639 東京都港区六本木1-9-10

TEL 03-6441-3370 FAX 03-3583-8874

平日 10:00~12:00 13:00~17:00